

## 令和5年大川市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(水)  
開 会 午後1時30分から午後3時00分まで
2. 開催場所 大川市役所 大会議室(3階)
3. 出席委員(15人)

1番	水落 常志	9番	武下 博子
2番	古賀 林允	10番	辻 正光
3番	宮崎 文夫	11番	吉川 康則
4番	貞苺 謙二	12番	志牟田 文彦
5番	梅崎 正道	13番	植木 幸治
6番	山崎 忠文	14番	龍 靖男
7番	柿添千鶴子	15番	田中 博文
8番	宮原 晶彦		
4. 欠席委員(0人)
5. 傍聴人(0人)
6. 付議議題

議案第11号	農地法第3条許可申請について
議案第12号	農地法第4条許可申請について
議案第13号	農地法第5条許可申請について
議案第14号	大川市農用地利用集積計画について
報告第6号	農地法第18条第6項通知について
報告第7号	使用貸借の合意解約届出書について
7. 事務局  
局長 宮崎 和彦 係長 廣松 和徳
8. 会議の概要  
(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年第4回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。  
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和5年第4回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。  
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。  
最初に、議案第11号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。1番について審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。  
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第11号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第12号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。  
1番について審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、自己用住宅用地であります。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設または公共施設が連たんしている区域内にある農地である第3種農地となり、原則許可となります。現況は数十年前より敷地の一部(庭園)となっています。申請者からは顛末書を提出いただいています。

以上により、許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

志牟田委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第12号農地法第4条の許可申請についての審議を終りました。

次に、議案第25号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番～5番について、審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、建築条件付き住宅であります。建築条件付きとは、今後今回の転用譲受人である●●●と土地購入者との間に土地の売買契約を締結した後、●●●が指定する建設業者または●●●と売買した土地に住宅建築契約を締結することを約します。もし、一定期間内(今回の場合は1年

間)の間に土地を全て販売できないとき、●●●はその残余の土地に自ら住宅を建設することとなるものです。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可ですが、今回は集落接続して設置される住宅として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は令和5年5月10日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

2番の申請目的は、駐車場(拡張)であります。農地区分は、用途地域内にある農地である第3種農地原則許可となります。排水路を確保するため、今回の申請地を買い受け転用し、北東側の水路との境界にはブロックを4段積みます。工事は令和5年5月20日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

3番の申請目的は、共同住宅(アパート)であります。農地区分は、用途地域内にある農地である第3種農地で原則許可となります。現在申請地の南側に建物が建っていますが、取り壊し、南側の土地と一体利用する形でアパートを2棟分建てるものです。工事は転用許可後着工であり、資金は銀行の融資証明書で確認しています。

4番の申請目的は、貸資材置場用地であります。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設に近接する区域内にある農地の区域でその規模が10ha未満である第2種農地となり許可基準を満たすこととなります。申請者は●●●の代表も務めており、●●●に貸付、事業である解体工事業のための資材置場とするものです。これまではリサイクル・選別等をせず直接処分場にもっていったため、そのための敷地は必要ありませんでしたが、今後はリサイクル・選別等を行うためそのための敷地が必要となることから今回の転用申請に至りました。申請地と隣地との境界にはCBを3段積みます。なお、北側にある農地の地権者からは隣接農地承諾書をいただいています。工事は令和5年5月10日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

5番の申請目的は、自己用駐車場用地であります。農地区分は、有明海沿岸道路大野島ICが申請地より300m以内にあることから、第3種農地となり原則許可となります。申請地の左側道路を挟んだところに申請人の自宅があります(親と子の家)。現在は家の前に車を停めていますが、駐車するのに狭く不便なため今回の申請地を買い受け、駐車場用地とするものであります。申請地より右側の地権者からは隣接農地承諾書をいただいています。工事は令和5年5月10日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

以上により、1番～5番ともに許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

- 古賀委員 3番について補足説明いたします。 事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。
- 議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、4番について、地元委員さん補足説明はございませんか。
- 山崎委員 4番について補足説明いたします。 事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。
- 議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
4番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、4番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、5番について、地元委員さん補足説明はございませんか。
- 武下委員 5番について補足説明いたします。 事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。
- 議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。

5番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。  
よって、5番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第13号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第14号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから、採決いたします。  
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。  
以上で、議案第14号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。  
次に、報告第6号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。  
  
他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
以上で、報告第7号を終わります。

議長 以上で審議を終わりました。

議長 次に、署名委員を氏名いたします。  
14番 龍 靖男 委員  
1番 水落 常志 委員  
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」という者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。  
以上で、第4回大川市農業委員会総会を閉会致します。